

## 議案第 18 号

### 社会福祉法人さくら園令和 7 年度事業計画

令和 7 年 3 月 24 日提出

社会福祉法人さくら園  
理事長 石黒 徹

### 社会福祉法人さくら園令和 7 年度事業計画

#### 1 基本方針

さくら園は、昭和 60 年に法人が設立されて以来 40 年になる。この間、①「障がい者の社会的自立を目指した就労支援」、②「重度障がい者の日中活動の受入れ」を柱に、工房 5 カ所、グループホーム 8 カ所、障がい者就業・生活支援センター及び相談センターを開設し、事業を展開してきた。

7 年度はこれを基にし、以下の点を目標にして、業務を行う。

- (1) 利用者ファーストの運営
  - ア 職員一人一人が、「その支援は利用者にとって最善か」を自らに問いかけ、行動する。
  - イ 経済的自立につながる就労を支援する。
  - ウ 利用者の個性を尊重し、引き出す。
- (2) 人権を守る
  - ア 虐待等の人権侵害を防止する。
  - イ 全職員が、不適切な発言及び行動を見逃さず、注意しあう。
- (3) 収支の改善、持続可能な法人経営
  - ア 就労系 3 工房の新規利用者を開拓する。
  - イ 利用日数が少ない人の日数を増やす。
  - ウ 常に収支を意識し、不急不要な支出を抑える。
- (4) さくら園への信頼を高めるためのガバナンス強化
  - ア 所長、次長及び主任に対して、労務管理研修を実施する。
  - イ 職員の自己判断による時間外勤務を排除し、事務処理プロセスを明確化する。
  - ウ 業務をスリム化するとともに、職員への業務配分を見直す。
- (5) チャレンジし、改善する職場づくり
  - ア 職員相互にカバーする職場風土を醸成する。

イ 職員の能力向上のために、すべての階層で OJT を継続的に実施する。

ウ 支援に根拠と自信をもつ職員を育成する。

## 2 事業実施内容

### (1) 工房の経営

7年度は、特別支援学校から8人の新規利用を含め、全体で(放課後等デイサービスを除く)、定員158人、利用契約者は228人の見込みである。職員 92 人(常勤 50 人、パート 42 人)で支援に取り組む。

#### ア 「社会的自立を目指した、就労支援と就職に向けた訓練の実施」

さくら工房、つばき工房、北さくら工房

それぞれ、就労移行、自立訓練(生活訓練)、就労継続 B 型の3事業を継続する。利用者の課題に沿った、多機能型の良さを前面に出して、選ばれ評価される工房運営に取り組む。

新規利用者確保のため、さくら園の「あきらめない支援」、「丁寧な支援」を、特別支援学校や地域包括支援センター等に情報発信する。

#### ① 就労移行支援

さくら園の就労移行は、初回の2年間で就職ができなかった人に対して、複数回訓練をすることによって一般企業に就職を実現している。

各工房ともに最低 1 人の就職を目標に就労への道筋や必要な資質を示して、訓練を継続する。

##### a 定員、契約数

	定員	契約数
さくら工房	3 人	2 人
つばき工房	3 人	3 人
北さくら工房	4 人	5 人
計	10 人	10 人

##### b 令和 6 年度就労実績

さくら工房	2 人	農業
つばき工房	1 人	クリーニング工場
北さくら工房	1 人	福祉施設清掃
累計 102人(昭和61年から)		

#### ② 就労継続支援 B 型

工賃アップを目指し、社会的自立を促進する。例えば、年金と工賃があれば、グループホームで自立した生活ができるような金額を目指す。

このため、既存の受託作業にとらわれることなく、単価の高い新規作業の獲得自主製品の開発に取り組む。

a 定員、契約数

	定員	契約数
さくら工房	25人	31人
つばき工房	20人	28人
北さくら工房	30人	36人
計	75人	95人

③ 自立訓練(生活訓練)

生活面の自立に向けた訓練を実施する。同時に将来の就労に向けた作業訓練に取り組み、就労への下地作りに努める。

a 定員、契約数

	定員	契約数
さくら工房	8人	10人
つばき工房	4人	5人
北さくら工房	休止	
計	12人	15人

④ 就労定着支援

実施事業所をつばき工房に1本化し、専任の就労定着支援員を配置する。契約者6人に対して、月1回以上の面談や職場訪問を行う。

イ 「重度障がい者の日中活動の受入れ」

南さくら工房、居多さくら工房

行動障がいや医療的ケアが必要な重度障がい者の日中活動の場として、生活介護を実施する。また、医療的ケア児や重症心身障がい児の発達支援のため、放課後等デイサービス(南さくら工房)を継続する。

① 生活介護

活動スペースや支援内容を工夫し、安全、安心で、きめ細やかな日中活動の場を提供する。

家族や相談支援専門員等と連携し、事故防止に努めながら、利用者が、その個性を発揮し、生き活きと活動できる場にする。

a 定員、契約数

	定員	契約数
南さくら工房	35人	65人
居多さくら工房	26人	43人
計	61人	108人

② 放課後等デイサービス(重症心身障がい児対象)

児童指導員及び保育士の他、看護師と作業療法士を配置し、医療的ケア児や重

症心身障がい児の発達支援を行う。

a 定員、契約数

	定員	契約数
南さくら工房	5人	9人

ウ 5工房の目標

① さくら工房

- ・ 作業単価の引上げ及び花卉事業の販路拡大等の取組みを強化し、工賃5%増収を目指す。
- ・ 近隣の小中学校の植栽及びシクラメン即売会など、地域交流活動を計画的に実施する。

② つばき工房

- ・ 一般企業への就職者1人以上を目指す。
- ・ 利用者の高齢化に対応するため、脳トレを意識した運動部活動を継続し、利用者の機能維持、増進に努める。

③ 北さくら工房

- ・ 参加型の就労プログラムを実施し、1人以上の就職を目指す。
- ・ 作業収入を増やすため、空き缶回収先や分別作業日を増やす他、自主製品の製造コストを節減し、利益率の向上を図る。又販路拡大のため営業努力する。
- ・ 地域交流・地域貢献として、海岸清掃他、地域美化活動に取り組む。

④ 南さくら工房

- ・ アートや音楽等の表現活動を充実させる。
- ・ 利用者の意思決定支援に力を入れる。

放課後等デイサービス

- ・ 感覚統合を促して、個々の成長を引き出す。作業療法、生活支援及び看護の専門的視点で活動する。

⑤ 居多さくら工房

- ・ 障がいを理解してもらうため、地域住民と一緒にクリーン活動を実施する。
- ・ ケース検討会や支援計画シートを見直し、重度障がい者(強度行動障がい者)に対する支援を強化する。

(2) 地域での自立生活

グループホームやショートステイは、障がい者の地域生活を支える重要な社会福祉資源である。さくら園は、グループホーム8ヶ所、ショートステイ3部屋を運営し、障がい者の社会的自立促進の一翼を担っている。

常勤職員6人及び世話人を含むパート職員17人の他、宿日直ボランティア21人の体

制で支援する。

#### ア グループホーム

- ① 入居者の平均年齢は52.7歳で、70代5人、60代11人(うち、介護保険併用利用者は6人)である。高齢化に伴う疾病による通院支援、服薬管理や体調管理などの生活支援の比重が増してきている。

事故なく安全に日常生活が送れるよう、生活環境の整備に努めるとともに、医療機関やケアマネージャーなど関係機関と密接に連携していく。また、介護保険施設へのスムーズな移行を支援する。

##### a 定員、契約数

	定員	契約数
さくらホームさくらの家	11人	10人
さくらホームつばきの家	10人	10人
さくらホーム五智	5人	5人
さくらホーム寺町	5人	5人
さくらホーム朋	6人	6人
さくらホーム陽	5人	5人
さくらホーム直	6人	6人
さくらホーム居多	5人	5人
計	53人	52人

##### ② 目標

- ・ 週末や連休などにホームで有意義に過ごすことができるように、個別支援や余暇支援を充実させる。
- ・ ホームに欠員が生じた場合は、早急に補充し、利用率を上げる。

#### イ ショートステイ

さくらホーム併設3ヶ所(五智、陽、居多)で、各1部屋を運営する。

緊急、突発的な困りごとで、利用希望があったときは、ためらうことなく受け入れる。

### (3) さくら園障がい者支援室

#### ア 障がい者就業・生活支援センターさくら

- ① 障がい者雇用促進法に基づき、新潟労働局、新潟県の委託を受けて事業を実施する。対象圏域は、上越圏域(上越市、糸魚川市、妙高市)で、「就職を目指す及び就業中の障がい者本人」、「障がい者を雇用する企業、団体」や、「支援関係機関」を対象に相談、助言等を行う。

これに上越市委託事業(ジョブサポーター)、ジョブコーチを配置し、全体8人体制で障がい者の就職促進、職場定着に取り組む。

- ② 目標
  - ・ 求職者の職業的課題を整理し、雇用のミスマッチを防ぐため、職場実習によるアセスメントを 45 件以上実施する。
- イ 相談センターさくら
  - ① 障がい者と障がい児のサービス等利用計画を作成し、福祉サービスの利用調整を行う。過不足のない福祉サービスを提供するため、適切にモニタリングを実施する。相談支援専門員 3 人の体制で取り組む。
  - ② 目標
    - ・ 初回のアセスメントは、複数職員で行い、本人の希望や家族の希望とサービスの必要性が合致することを前提に、相談に臨む。

#### (4) 送迎の実施

- ア 独力で通所できない利用者等、送迎サービスのニーズは高い。約 100 人の送迎を実施する。
- イ 送迎車両
  - 15 人乗りハイエース 4 台と 8 人乗りセレナ等 3 台で送迎するほか、車椅子利用者等重度障がい利用者は、個別送迎する。

#### (5) 事業発展のための取組み

- ア 利用者を増やすための取組み
  - さくら園の多機能型事業実施が分かりにくいと一部の誤解から、就労系の新規利用者は減少傾向にある。さくら園が安定的に継続していくためには、新規利用者の確保が喫緊の課題である。待ちの姿勢を改め、多機能の良さ及び生活介護の取組みを広報し、利用者増につなげる。
  - 令和 7 年度は、重点的に、以下に取り組む。
  - ① 新卒確保のため、特別支援学校や通信制高校等を訪問し、法人の事業を説明し、実習や新規利用者の受入れについて PR する。
  - ② 在宅障がい者に利用してもらえるよう、近隣の地域包括支援センターや、上越市福祉課、すこやかな暮らし包括支援センターなどに PR する他、緊密に情報交換する。
- イ 中期事業計画
  - ① 重度障がい者向けグループホームの整備について、実現に向けた具体的な整備スケジュールを示すため、検討を急ぐ。
  - ② 整備後経年施設への改修対応等、法人全体の中長期計画を見直す。
- ウ 施設整備、修繕計画
  - ① 車椅子車両の整備

- ・ 車椅子リフト付き車両(軽)の更新・・・南さくら工房、さくらホーム
  - ・ 車椅子リフト付き車両(キャラバン)更新・・・居多さくら工房
- いずれも助成金を前提に整備する。

② 施設の改修

- ・ さくらホーム五智の床修繕。
- ・ 北さくら工房の男子トイレ車椅子対応修繕他。

(6) 各種委員会活動

人権擁護委員会や安全衛生委員会をはじめ、事業運営に必要な委員会を設置している。

委員は、所長、次長の他、職員がそれぞれ参画し、意見を出し合うことで、組織を活性化させ適切な支援につなげる。

ア 人権擁護委員会

- ① 虐待、差別、ハラスメント防止のための研修、啓発活動。
- ② 意思決定支援の方法検討等権利擁護のための活動他。
- ③ 身体拘束の廃止の検討ほか。

イ 安全衛生委員会

- ① 利用者の健康管理に関する計画立案。
- ② 職員の健康管理、メンタルヘルスに関する活動ほか。

ウ 防災委員会

- ① 防災対策の取り組み。
- ② 研修、訓練等の実施ほか。

エ 広報・ICT委員会

- ① 機関紙編集、HP管理。
- ② ICT環境整備に向けた検討ほか。

オ 事故防止安全対策委員会

- ① ヒヤリハット、事故報告、苦情等の検証。
- ② 施設の安全管理、防犯対策の検討ほか。

カ 人材育成委員会

- ① 研修の立案、実施。
- ② 人材育成に関する取組み全般。

(7) 利用者、職員の健康管理、安心安全の施設運営

利用者と職員の健康管理及び安全対策については、安全衛生委員会と事故防止対策委員会を設置して、対応している。

ア 利用者の健康管理

体調変化を自分で訴えることができない利用者や体が弱い利用者があるため、下記の

健診等を実施する。

- ① 嘱託医による健康診断 年2回(春、秋)。
- ② 胸部レントゲン 年1回。
- ③ 歯科検診 年1回。
- ④ インフルエンザ予防接種代金の支払い。
- ⑤ その他、工房、送迎車両の消毒等感染症予防。

イ 職員の健康管理

- ① 健康診断 年1回。
- ② ストレスチェック(法人独自) 年1回。

ウ 安全安心の施設運営

- ① 感染症流行時や災害発生時も工房、グループホームが円滑に運営できるよう、事業継続化計画(BCP)を定める。
- ② ヒヤリハット、事故報告の分析、検討を行い、事故の再発を防止する。
- ③ 施設内外の安全点検を行う。
- ④ 防犯対策を検討し、訓練を実施する。
- ⑤ 法人内部監査を実施する。

(8) 虐待防止の取組み

人権擁護委員会が中心になって虐待防止他、各種ハラスメント防止に努めている。職員相互に、不適切な言動を見逃さないよう、当事者意識をもって注意しあう。

ア 虐待防止のための職員研修。

イ 権利擁護委員会を開催 年6回。

ウ 虐待防止、ハラスメント防止のための自己点検チェックリストの実施。

エ ポスター掲示等により、障がい者差別禁止を啓発。

(9) 苦情解決

各施設に、苦情受付責任者(次長)、苦情解決責任者(所長)を設置し、迅速、真摯に対応し解決にあたる。利用者と施設間で解決しない場合は、第三者委員の協力を得る。

第三者委員 高橋英子氏(利用者家族)

山川美香氏(利用者家族)

(10) 職員の能力向上、労働環境改善

ア 職員の能力向上

- ① 職場全体で OJT に取り組む。上司や先輩が支援技術及び事務処理等の、現場で必要とされていることを教えることによって、職員の実務的な能力向上を図る。
- ② 人材育成委員会を中心に、法人内研修を実施する。
- ③ オンラインや集合研修等を受講し、職員の総合的な能力向上を図る。

イ 労働環境改善

- ① 安全衛生委員会及び事故防止安全対策委員会を中心に、労働環境の改善やメンタルヘルスの向上を図る。
- ② ヒヤリハットの検証を行い、事故を防止する。

(11) 公益的取組み及び地域交流

ア 公益的取組み

- ① 福祉避難所の設置。(12)に表示。
- ② 市内の子ども食堂(いちよう食堂)支援。
- ③ 法人所有の施設、車両等備品の無償貸出。
- ④ 社会福祉士、保育士等養成のための実習受入れ。
- ⑤ 児童生徒に対して、障がい者理解を啓発するための、学校との交流や出前授業の実施。

イ 地域とのつながり

- ① 運営協議会を年1回10月に開催し、委員の意見を法人運営に反映させる。
- ② 利用者の生産活動や歩行訓練を通して、取引先企業や町内住民から、障がい者を身近に知ってもらう。
- ③ 各工房の地域貢献活動やアート展等により、利用者の能力を広く周知する。

ウ 地域への情報発信等

- ① 機関紙の発行(利用者・家族、学校や福祉事務所、企業等関係機関等)年1回。
- ② 工房だよりの配布(町内会、地域包括支援センター)毎月。
- ③ 町内行事への参加(北さくら工房、グループホームほか)。
- ④ 法人ホームページに情報を掲載。

(12) 上越市福祉避難所設置への協力

ア 上越市との福祉避難所契約を継続する。開設は上越市の判断によるが、水害など災害により、開設できない場合がある。

イ 施設

- ① さくら工房(フラワーセンター)
- ② 北さくら工房
- ③ 南さくら工房
- ④ 居多さくら工房
- ⑤ さくらホーム陽